

## 郡山市営住宅駐車場管理に関する要綱

平成10年4月1日制定  
平成28年4月1日一部改正  
令和2年4月1日一部改正  
令和3年4月1日一部改正  
[建設部住宅政策課]

### (趣旨)

第1条 この要綱は、郡山市営住宅条例（平成9年郡山市条例31号。以下「条例」という。）第4章及び郡山市営住宅条例施行規則（平成10年郡山市条例1号。以下「規則」という。）の規定に基づく市営住宅駐車場（以下「駐車場」という。）の管理について、法令、条例その他関係規程に定めがあるもののほか必要な事項を定めるものとする。

### (使用者の選考)

第2条 市長は、駐車場の使用許可の申請をした者の数が使用させるべき駐車場の区画の数を超える場合においては、使用資格者と認める申請者について、公開抽選の方法により使用者を決定する。

2 市長は、前条の規定にかかわらず、次に掲げる者については、優先して駐車場の使用を許可することができる。

- (1) 身体障害者又はその世帯を構成する者のうちに身体障害がある者
- (2) 通院その他これに準ずる目的のため、定期的若しくはこれに相当する程度の外出が必要な者又はその者の介助を行う者で、自動車を使用しなければその外出に支障があると市長が認めるもの
- (3) その他市長が駐車場を使用する特別の必要があると認める者

3 駐車場の区画数に剰余が生じた場合は、申請に基づき、選考してその使用を許可するものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、前項の余剰区画に係る使用者の決定及び許可について準用する。

### (使用の許可等)

第3条 条例第51条第2項の規定による通知は市営住宅駐車場使用許可書（様式第1号）により、第51条第3項の規定による通知は市営住宅駐車場使用不許可通知書（様式第2号）により行うものとする。

### (使用料の徴収等)

第4条 月の中途において新たに駐車場の使用を開始した場合又は駐車場を明け渡した場合の当該月分の使用料は、日割りにより計算する。この場合において、計算した額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

### (使用区画の変更)

第5条 市長は、規則第34条の規定による市営住宅駐車場使用区画変更（交換）申請書（第25号様式）の提出があった場合において、その理

由、駐車場の状況等を勘案して区画の変更を適当と認めたときは、市営住宅駐車場区画変更許可書（様式第3号）により、当該申請者に通知する。

（使用許可の取消等）

第6条 条例第56条の規定による取消し及び明渡しの請求は、市営住宅駐車場使用許可取消通知書（様式第4号）により行うものとする。

2 市長は、市営住宅及び共同施設の維持管理等のため必要があると認めるときは、当該駐車場の一時明渡し又は変更の請求をすることができる。

3 市長は、前項の請求を行う場合には、当該請求を行う2月前までに、当該使用者にその旨を通知しなければならない。この場合において、市長は当該一時明渡しについて通知を受けた使用者から申出があったときは、明渡しの期間、当該駐車場に代わる駐車場のあっせん等を行うものとする。

4 第2項の規定による一時明渡し又は変更の請求は、市営住宅駐車場一時明渡等請求書（様式第5号）によるものとする。

（保管場所の証明）

第7条 市長は、保管場所使用承諾証明書交付申請書（第27号様式）の提出があったときは、保管場所使用承諾証明書（様式第6号）を当該申請者に交付するものとする。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、駐車場の管理運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から実施する。

附 則

（施行期日等）

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現に改正前の様式に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

（施行期日等）

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現に改正前の様式に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号 その1 (第3条関係)

郡山市指令第 号

(表)

市 営 住 宅 駐 車 場 使 用 許 可 書

住 所

氏 名 様

年 月 日付で申請のあった駐車場の使用については、郡山市営住宅  
条例第51条第2項の規定により、下記のとおり許可します。

年 月 日

郡山市長

記

所 在	郡山市
市営住宅名	市営住宅
使用区画	駐車区画番号
使用目的	駐 車 場
使用者名	
使用する 自動車	車 種
	登 録 番 号
使用開始日	年 月 日
使用料	月額 円
許可条件	裏面のとおり

(裏)

## 許 可 条 件

- 1 使用料は、定められた納期限内に納付し、滞納はしないこと。
- 2 郡山市営住宅条例若しくはこれに基づく規則その他の規定又はこれに基づく市長の指示に従うこと。
- 3 駐車場又はその附帯する設備を故意にき損しないこと。また、自己の責めに帰すべき事由によって、駐車場又はその附帯する設備を滅失し、又はき損したときは、これを原状に復しその損害を賠償すること。
- 4 使用許可を受けた、若しくは条例・規則の規定により届け出た自動車以外の自動車を駐車し、又は第三者に駐車場を使用させないこと。
- 5 許可を受けた駐車場の区画を転貸し、又は使用する権利を譲渡しないこと。
- 6 駐車場に引火性若しくは発火性の物品又は他の者の駐車の支障となるものを持ち込まないこと。
- 7 駐車場の現状を変更し、又はこれに工作物等を設置しないこと。
- 8 駐車場の区画を自動車の駐車以外の用途に供しないこと。
- 9 使用許可を受けた駐車区画以外の場所に駐車しないこと。
- 10 駐車場内において使用者に生じた災害その他不可抗力による損害又は自動車相互の接触、盗難等については、市は賠償の責めを負わないこと。
- 11 正当な理由によらないで15日以上駐車場を使用しないこと。
- 12 運転不能な車両を1か月以上継続して駐車させないこと。

様式第2号（第3条関係）

郡山指令第 号

市営住宅駐車場使用不許可通知書

住 所

氏 名 様

年 月 日付で申請のあった下記駐車場の使用については、下記理由により、使用を許可することができません。

年 月 日

郡山市長

記

所 在	
市営住宅名	
使用 者 名	
使用 する 自 動 車	
不 許 可 の 理 由	

(裏面)

備考

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、郡山市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、郡山市を被告として（訴訟において郡山市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、1又は2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第3号（第5条関係）

郡山市指令第 号

市営住宅駐車場使用区画変更許可書

住 所

氏 名 様

年 月 日付けで使用区画変更申請のあった郡山市営住宅駐車場の使用については、下記のとおり変更を許可します。

年 月 日

郡山市長

記

所 在	郡山市	
市 営 住 宅 名	市営住宅	
変更前の使用区画	駐車区画番号	
変更後の使用区画	駐車区画番号	
使用許可期間	年 月 日から	

様式第4号（第6条関係）

郡山市指令第 号

市営住宅駐車場使用許可取消通知書

住 所

氏 名 様

年 月 日付け郡山市指令第 号で許可した駐車場の使用  
については、下記により取り消しますので、年 月 日までに明け  
渡してください。

年 月 日

郡山市長

記

所 在	郡山市
市営住宅名	市営住宅
使用区画	駐車区画番号
住 宅 名 義 人	市営住宅 号
使用 者 名	
使用 車 輦	車 種
	登録番号
使用開始日	年 月 日
取 消 理 由	

(裏面)

備考

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、郡山市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、郡山市を被告として（訴訟において郡山市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、1又は2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第5号（第6条関係）

市営住宅駐車場一時明渡等請求書

様

下記のとおり市営住宅駐車場の一時明渡しを請求します。

年 月 日

郡山市長

記

市 営 住 宅 名	
区 画 番 号	
駐 車 場 一 時 渡 し 請 求 の 理 由	
駐 車 場 一 時 明 渡 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日

様式第6号（第7条関係）

保管場所使用承諾証明書

警察署長提出用

保管場所の位置	郡山市 市営住宅駐車場 区画番号
使用者	〒 ( ) 住所 郡山市 市営住宅 号室
	氏名
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで
上記のとおり自動車の保管場所としての使用を承諾したことを証明する。 年 月 日 住所 郡山市朝日一丁目23番7号 氏名 郡山市長	